

青色申告

一般社団法人

蒲田青色申告会

蒲田会報

No. 755

平成30年
4月号

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川慎郎



会長

江川 慎郎

確定申告を終えて

春暖の候、会員の皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成二十九年分の所得税、消費税の確定申告にあたり、役員始め会員の皆様におかれましては、確定申告書の早期提出並びに、e-Tax（国税電子申告納税システム）の普及、利用拡大等に対しまして、格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年十月に事務所を改修しまして、確定申告指導は今回が初めてとなります。多くの会員の方から、よりプライバシーが守られるようになり、安心して相談できるとのお声をいたしております。

また、東京税理士会蒲田支部におかれましては、事務局指導及び代理送信業務において多くの税理士先生のご派遣を賜り、先生方のご指導ご支援を頂き、多くの会員の方々の相談を受けることが出来ました。また、「e-Taxの代理送信」等につきましても、ご理解を賜り、多少は減少しましたが、ほぼ昨年どおりの成果を得ることができました。先生方のご協力並びにご労苦に深く感謝申し上げる次第でございます。

税務ご当局の懇切なご指導を受け、自書申告が十分に定着し、また、パソコンによります「e-Tax



青色コーナー



事務局での指導

Xコーナー」が運用される中、青色コーナーの設置並びに運営等に格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。青色コーナー来訪者に関しまして、例年どおり多くの方々がお見えになり、青色申告制度の普及等に成果を上げることができました。
さて、この度ご入会されました会員の方々におかれましては、青色申告の特典等を充分に理解され、正しい記帳・申告を実施できるよう、事務局にて記帳や確定申告の指導を受けてください。
平成二十六年一月より白色申告者についても記帳保存制度がスタートしておりますから、青色申告者である会員皆様方におかれましても、これまで以上に記帳の重要性をご理解いただき、常に自己研鑽に励み、必ず正しい記帳・正しい申告を実施してください。「正直者が馬鹿を見ない」世の中の実現を目指す青色申告会の設立目的をご理解いただき、併せてご協力を、宜しくお願ひ申し上げます。
終りに、税務ご当局並びに東京税理士会蒲田支部のご支援ご協力に厚く御礼申し上げるとともに、会員皆様方の更なるご事業のご発展とご健勝を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】



蒲田税務署長

小原 隆

「確定申告」を終えて

春陽の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

江川会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告は、お陰様をもちまして、無事に終了することができました。

これもひとえに、青色申告会の皆様のご理解とご協力の賜物と感じております。

特に、医療費控除の明細書添付が義務化された今回の確定申告では、会員の皆様に会報等を通じ、添付義務化の周知・広報に積極的に取り組んでいただきました。

さらに、申告書作成会場内の「青色コーナー」においては、江川会長をはじめ役員並びに事務局の皆様の多大なご協力の

下、青色申告制度や記帳方法等を幅広く説明していただき、青色申告の普及と白色申告者に対する記帳義務拡大の更なる定着が図れたものと感じております。

また、青色申告会におかれましては、昨年中に事務所を改修し、相談体制を整備されるとともに、e-Taxのより一層の利用促進を目的に、派遣税理士による代理送信に積極的に取り組んでいただき、心より感謝申し上げます。今後とも更なるe-Taxの普及に向けて皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

署においては、本年も申告書作成会場にパソコンを多数設置し、来署された納税者にデータ送信による申告を利用・体験していただきました。これを機に、ご自宅のパソコンから申告を行っていただけるものと期待しております。

私ども税務に携わるものといたしましては、これからも申告納税制度を支えるために、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「納税者サービスの一層の充実」に向け、最善の努力をしていく所存でございます。

青色申告会の皆様には、今後も税務行政の良き理解者として、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。

※保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類につまり、平成29年分の帳簿等は2025年(平成37年)まで保存義務があります。

ワンポイント情報

青色申告者の帳簿書類の保存期間は左記のとおりです。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	7年
	現金預金取引等関係書類	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は、5年)
	その他の書類	5年

平成30年度国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist
～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇試験概要 平成30年度の試験概要については、平成30年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係

(TEL 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成29年度の実施状況】

◇最終合格者数（全国）：244名

◇受験資格 平成29年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇試験日程

(1)受験申込受付期間 8月中旬

(2)試験実施期間 9月から12月まで

(3)最終合格発表 12月下旬

都税だより

☆不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します

(23区内)
不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対し、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)されます。
また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること(2以上の構造がある場合は、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。)
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内(平成32年4月1日から平成32年12月31日まで)に新築した場合は、平成33年3月31日まで)に取り壊されている必要があります。)
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32年12月31日までであること(新築された日の属する年の翌年の1月1日において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一

(※) の者が所有する住宅であること
該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。詳しくは建替えた後の住宅が所在する区にある都税事務所に問い合わせください。

- ⑨ 新築された年の翌々年(1月1日新築の免場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請すること

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎お願い

廃業や引越し等で申告会への届出内容に変更がある場合は、事務局へ連絡ください。

◎記帳方法等と青色申告特別控除について

簡易帳簿	複式簿記	記帳方法	内 容
事業所得者や事業的規模の不動産所得者が、取引を正規の簿記の原則により記帳し、損益計算書と貸借対照表を作成	簡易簿記で記帳や、小規模な不動産所得者など	青色申告特別控除	10万円(最高) 65万円(最高)

二月 事業報告

二〇日

東青連常任役員会

二八日

執行部会

東京青色申告会館

二九日

理事会――消費者生活センター

三〇日

事務局

確定申告の振替納税をご利用されている方へ

平成29年分の口座振替日は次のとおりです。前日までに預金残高をお確かめください。

・申告所得税	4月20日(金)
・消費税	4月25日(水)

一般社団法人蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03(3732)1310 FAX 03(3732)1381

